

平成30年6月27日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

産業建設委員会

委員長 志 田 貢

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について
(2) その他

- 2 調査の経過 6月27日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、内水対策事業（四日町地区）について及び魚沼市景観計画策定について執行部より報告を受け、質疑を行った。また、議会報告会の意見・要望の取り扱い及び行政視察について協議した。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第61号 魚沼市観光施設等条例の一部改正について
- (2) 議案第65号 財産（ロータリ除雪車）の取得について
- (3) 議案第66号 財産（ロータリ除雪車）の取得について
- (4) 議案第67号 財産（除雪ドーザ）の取得について
- (5) 議案第68号 財産（除雪ドーザ）の取得について
- (6) 議案第69号 市道路線の認定について
- (7) 議案第70号 市道路線の変更について

2 調査事件

- (8) 閉会中の所管事務等の調査について
- (9) その他
 - ・内水対策事業（四日町地区）について
 - ・魚沼市景観計画策定について
 - ・議会報告会の意見・要望の取り扱いについて
 - ・行政視察について

3 日 時 平成30年6月27日 午前10時

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 星 直樹、大桃俊彦、富永三千敏、志田 貢、岡部計夫、森山英敏、
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、星農林課長、小幡土木課長、星建設室長、佐藤都市整備室長

8 書記 櫻井議会事務局長、今井主任

9 経 過

開 会 (10:00)

志田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第61号 魚沼市観光施設等条例の一部改正について

志田委員長 日程第1、議案第61号 魚沼市観光施設等条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これから質疑を行います。

大桃委員 確認なのですが、持込テントというのは、どういうふうになったと解釈をすればよいのでしょうか。フリーサイトという、これがそうでしょうか。

星農林課長 持込テントについては、委員がおっしゃられたとおりです。持込テントが無くなったということではありませんので、そのままフリーサイトのほうも同金額で動くというような形になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

岡部委員 条例を改正する背景をお聞かせいただければと思います。

星農林課長 ふるさと広場の再整備自体が入込客を増やしたいということで始めたわけです。キャンプ場につきましても管理していただいている方々、車で来ていただいた方々がキャンプ場の芝生に入れられないというようなことが、ずっと話としてありまして、ぜひその方々への利便性も深めたいということで、3区画だけ今回設けさせていただいたということでありまして。あわせて入込客を増やしたいということ、それが背景ということでございます。

岡部委員 そういうことで変えるということで、非常に良いことだと思いますが、これからのくらしい利用者を増やしたいのか、見込みというのはいかがですか。

星農林課長 今現在、年間で利用者数が2000人程度で推移しています。昨年、学校の関係で人数が落ち込んだんですが、あそこにはキャンプ場だけでなく、炭焼きであったり、遊歩道であったり、さまざまな設備があります。そういう中で指定管理等も視野に入れながら、利用人数については、できるだけ伸ばしたいという形で考えております。

岡部委員 魚沼市内でほかに整備する計画はありますか。

星農林課長 直営で動いていた施設は、農林関係としてはこの施設だけでありました。また北部地域での拠点施設としての整備も必要だろうということで始めたわけですが、当然今後ほかの地区等も含めて地域の皆さん方との話し合いの中で必要があればという形にはなりますが、考えないということではありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

富永委員 今回オートサイトの区画を整備するということですが、これによってオートサイトを利用される車の台数とか、人数をどれくらいで想定しているのかお聞かせください。

星農林課長 実際のところ、ことしからという形になりますので、ただ、今までにあその場合ですと、当然車で全員来られますので、それらの中のキャンプ場利用者数というのは集計的に出ています。その方々が車で入られることによって、またそれが口コミで広がることによって増えるだろうということですので、実数については、ことし1年経過した中で、どのくらいの目標数値決めていくかという形になるかと思ひます。

志田委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第61号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議

なしと認めます。よって、議案第61号 魚沼市観光施設等条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第65号 財産（ロータリ除雪車）の取得について

(3) 議案第66号 財産（ロータリ除雪車）の取得について

(4) 議案第67号 財産（除雪車ドーザ）の取得について

(5) 議案第68号 財産（除雪車ドーザ）の取得について

志田委員長 日程第2、議案第65号 財産（ロータリ除雪車）の取得について、から日程第5、議案第68号 財産（除雪ドーザ）の取得について、までの4件を一括議題とします。

執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これから質疑を行います。

富永委員 本会議での説明で、メーカー指定をしないで、仕様書によって入札してもらおうという説明を受けました。それぞれの仕様書で該当する機種を作っているメーカーが何社くらいあるのか、わかりますでしょうか。

小幡土木課長 ロータリ除雪車については2社。ドーザについては3社が該当します。

富永委員 この参考資料ですが、これに旧車がそれぞれ何年式かということが記載されていますが、それぞれの機械がどれくらいの時間使っているのか、おわかりでしょうか。

小幡土木課長 稼働時間については手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

森山委員 魚沼市全体ではロータリとドーザは、それぞれ何台くらい所有しているのですか。

小幡土木課長 ロータリについては33台、小型が15台です。ドーザにつきましては29台となっております。

森山委員 そうしますと、全部で約80台近くあるということですね。これを見ますと年間で平均2、3台更新していく必要があるというような感じになりますが、企業誘致等で魚沼市も生活環境が変わったというか、3交代で勤務する事業もかなり増えてきていますが、できれば消雪パイプで24時間、無雪でお願いしたいという要望も相当ありますし、今はおそらく朝、晩2回の除雪体制だと思うんですが、3回にできないかという要望も非常にありますが、予算との絡み等もある中では今後、土木課としては何か考えはありますか。

小幡土木課長 以前にも一般質問等でお答えしていますとおり、今現在朝、夕の通勤、通学時間帯に間に合うように機械除雪をさせていただいておりますので、その考え方に変更はありませんけれども、委員言われますように、勤務形態等、社会情勢が変化していく中で柔軟に対応していかなければならないという考えはありますが、現実にはオペレーターの確保でありますとか、除雪機械の稼働の具合でありますとかというところで難しいのかなというふうには考えております。

森山委員 機械除雪のほうはなかなか難しいということであれば、消雪パイプを年次的にもう少し延長していくというような計画はありますか。

小幡土木課長 地区によって、地下の状況、地下水の状況があつて、井戸を掘っても消雪の水が確保できないという地区もありますので、そこにつきましては機械除雪を前提にさせ

ていただきますし、機械除雪と消雪パイプのすみ分けというか、考え方の基本としましては投雪場があって、家屋連坦地でない、機械除雪が可能なところにつきましては機械除雪を前提にし、その機械除雪が不可能である場所につきましては、消雪パイプを整備していくというような基本的な考え方によって整備させていただきますけども、地区の要望等を勘案する中で対応していきたいと思っております。

岡部委員 市が所有している約80台のほかに、業者が買って、借り上げしているようなロータリ車があると思いますが、どのくらいあるか把握していますか。

小幡土木課長 これにつきましては手元に資料がありませんので、お答えは後ほどということですが、台数にしてそれほど多くないというふうに認識しております。

岡部委員 業者もきめ細かく、その地域の市民ニーズに応えるために入れていると思うので、その辺ももっと市が何とかやるのであれば、補助してやるなりとかして、市民のニーズにあったような直接体制が望まれると思うのですが、その辺の考え方をお聞かせください。

小幡土木課長 委員おっしゃられるとおり、きめ細やかな除雪は必要だと思いますので、なるべく業者に負担をかけないように市で除雪車を確保して、それを貸与するというのが前提なのかなというふうには考えております。

岡部委員 もう一つ、これらの入札の結果についてですが、ロータリのほうは2台とも同じ仕様だと思いますが、入札して1台目が1時50分に1社が落札して3,740万円、10分後に2台目の入札したものが3,800万円ということで、第1回目よりも高い値段なんですよ。そして、第1回目で落札した業者がそれより高い値段で出してるということがあられるわけですよ。普通は同じ物だから1回目出したら2回目も同じように出して、それよりも、もし落札すれば低い価格でやるようなのが常識的かなと。ドーザについても1台目のやつよりも、その業者は2台目も同じ価格、それぞれがそれよりも安い価格でこの4件とも落札しているんですね。これロータリの2件目だけが値段が高いんですよ。ですので、1回目のやったのがあるので、2回目、例えば不調にして、最低限1回目と同じ値段にするか、あるいはその値段より安くして市が契約するのが普通じゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

佐藤市長 入札執行については、札を入れる業者の考え一つなので、我々がどうのこうの言えないということがあります。ですので、要は予定価格との比較の関係ですので、入札に参加された方が1回目より2回目が高いということもあり得ると思います。それは入札参加者の関係になりますので、市のほうから、こうしろああしろとは言えない。そうすると競争の原理が阻害されることになるので、それはご理解いただきたいと思えます。

岡部委員 市としては競争させてより安い価格で購入するというのが使命でもあると思うんです。前回もそういう矛盾が生じたんですけども、その辺今後につなげていくという考えはありませんか。

佐藤市長 ご意見は、ご意見として承らせていただきますが、入札制度自体を阻害させての入札対応はできないということでもありますので、その辺をお含みおきいただきたいと思えます。また、逆に言うとロータリ、ドーザ、それぞれ2台まとめたほうが安くなるのではないかという指摘もあるかもわかりませんが、これも受注機会の拡大をするということで、それぞれ単品として入札行為をしているということでもありますので、参加企業が多くなったり、少なくなったり、その機会を増やしていくことも、地域経済の活性化になっている

と思いますので、そういったことをご理解いただきたいと思います。

志田委員長　　ここでしばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（10：18）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：20）

志田委員長　　休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本4件については、討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから順次、採決します。まず議案第65号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第65号 財産（ロータリ除雪車）の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。次に議案第66号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第66号 財産（ロータリ除雪車）の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。次に議案第67号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第67号 財産（除雪車ドーザ）の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。次に議案第68号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第68号 財産（除雪車ドーザ）の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（6）議案第69号 市道路線の認定について

志田委員長　　日程第6、議案第69号 市道路線の認定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　　提案させていただいたときに、添付した資料が小さかったので、赤土34号線の追加資料を出させていただきましたので、その資料の内容について土木課長から説明をさせていただきます。

小幡土木課長　　議案69号の資料の109ページに、位置図として図面を付けさせていただきましたけども、主要地方道小出守門線の現道だけが入っている図面で、大変わかりにくかったので、追加資料として皆様にお配りさせていただきました。資料右手が北側になります。現道の皿津川の下流側に新しく小出守門線を整備しまして図面の東側になりますが、その旧道について市道に払い下げをする必要があるため、新たに市道を認定させてもらいたいということでございます。

志田委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）

異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第69号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第69号 市道路線の認定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（7）議案第70号 市道路線の変更について

志田委員長 日程第7、議案第70号 市道路線の変更についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これから質疑を行います。

大桃委員 昭和30年代後半に区画整備の際に架けた橋ということで聞いていますが、合同庁舎の上のほうには水管が通ってありますけども、今回の工事に伴って水管についてはどうなっているのか。

小幡土木課長 用水管が添架されていまして、その機能補償する中で落橋に向け準備をさせてもらって、このたび長岡国道事務所から落橋してもらおうという手はずになっております。

大桃委員 17号線上の工事ということで、今看板を立ててあるようですが、どういう形で工事をするのかお聞かせください。

小幡土木課長 交通量が多い路線ですので昼間の交通は確保する中で夜間、時間を区切った中で通行止めをして作業するというふうに聞いております。

大桃委員 工事期間はどの程度ですか。

小幡土木課長 工事期間は1日、2日で終わる段取りになっているそうです。

森山委員 この図面だと、落とす橋が2つありますよね。この東側は市道が2本重複しているようになっているんですが、この東側の合同庁舎の裏がそんな感じになっていますが、これはもう少し整理ができないのでしょうか。

小幡土木課長 一部重複する部分はありますけども、担当のほうで議論する中で今回提案させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

志田委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第70号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第70号 市道路線の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

小幡土木課長 先ほどの答弁漏れについて回答させていただきます。それぞれの除雪機械の稼働時間につきましては、細かなところはなかなか掴みにくいのですが、3,500時間から5,000時間です。もう一点、業者の除雪機械の保有台数については、13台を業者が保有しています。

(8) 閉会中の所管事務等の調査について

志田委員長 日程第8、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出たいと思いません。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定しました。

(9) その他

- ・内水対策事業(四日町地区)について
- ・魚沼市景観計画策定について

志田委員長 日程第9、その他を議題とします。まず内水対策事業(四日町地区)について、資料が配付されておりますので、執行部より説明を求めます。

小幡土木課長 内水対策事業(四日町地区)についてでございます。平成23年の新潟福島豪雨におきまして、小出地区の観測所において92.67メートルとハイウォーターレベルに近いレベルまで水位が上昇し、床上浸水が34戸、床下浸水が40戸被害が発生しました。その内水対策は合併前から小出地区において悲願となっております。それについて検討を加えさせてもらいまして整備目標として、平成23年7月の新潟福島豪雨規模に対して床上浸水を解消する、床上浸水の被害は無くするという前提のもとにどのような対策ができるかということで平成29年度に基本計画の策定に向け検討をさせていただきましたので、本日この資料に基づきまして担当より説明をさせていただきます。

星建設室長 私の方から事業概要について説明させていただきます。(資料「内水対策事業(四日町地区)事業概要」により説明)

小幡土木課長 補足させていただきたいと思いますが、今ほど説明ありましたように、あくまでもこれは基本設計でありまして、これをもとに北陸地方整備局信濃川河川事務所、県道下倉小出線が関係してきますので、新潟県との協議、只見線のJR東日本というところと協議する中で排水経路、排水位置についての変更が伴う可能性がありますので、ご承知おきいただきたいということでよろしくお願いたします。

志田委員長 ただいまの説明に質疑等はありませんか。

森山委員 さきほど説明の中で田んぼダムというような話があったんですが、この23年当時だとまだまだ圃場整備のほうが進んでいないという感じなんですが、ここにきてだいぶ圃場整備のほうも進んでおるという関係で、大区画圃場の5反歩とか3反歩の田んぼですと、畦の高さが大体20センチくらいあるので、一次的には200ミリ程度の水は溜められる構造にはなっています。ただ時期によっては農家が乾かしたいときには全部開けておきますので、一気に出ます。そうするとそこらじゅうの排水路が溢れて大変なことになるんですが、そういったことを考えると、土地改良区等を通じまして圃場整備したところの排水管に一定の穴しか開いていない、全開にならない、そういった器具を支給して協力をお願いするというのも、一気に水が出るのを防ぐ有効な手段だと思んですが、その辺検討していただいて、あわせて水害の防止に努めていただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

小幡土木課長 委員言われますように、一つの案として検討させていただきたいと思えます。

田んぼダムの話が出たときに、話の一つとして小出病院が整備されるときに駐車場の下に地下式の貯水タンクなりを一次的にそこに水が溜められるような機能ができないかというように検討もしたことはあったんですけども、やはり事業費等の問題で見送られました。現在ある田んぼについて農家と契約させていただく中で、田んぼダムの的な取り扱いができないかという話も出ていますので、検討の一つとして承っておきたいと思います。

志田委員長　ほかに質疑等はありませんか。(なし) なければ、本件については以上といたします。次に、魚沼市景観計画策定について、資料が配付されていますので、執行部より説明を求めます。

小幡土木課長　魚沼市景観計画策定についてです。配布の資料は策定のスケジュールと、実施しました市民アンケート調査の結果についてであります。景観法に基づく景観計画策定に向けて平成28年度に市内にある景観資源の把握として既存資料の検証及び地域ヒアリング等の調査を行いました。平成29年度につきましてはそれらの資料をもとに市民アンケート調査を実施し、庁内検討委員会を3回、庁外策定委員会を2回開催しました。30年度の事業としまして庁内検討委員会を2回、庁外策定委員会を3回開催する予定で市民及び業界団体等への説明会を開催する予定としております。市民アンケート調査につきましては14歳以上の市民3,000名を無作為に抽出させていただき、送付いたしました。1,094名から回答をいただきました。今年度も昨年度に引き続きまして魚沼市にある山林、河川や農地といった自然景観や雪国ならではのまち並みといった景観資源を保全、整備しまして、景観を阻害する要因を防ぎながら良好な景観を次世代に継承できるよう行為の制限などの方策等を具体的に検討しまして、平成30年度に景観計画の案を作成したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。詳細につきましては担当室長から説明させますので、よろしくお願ひします。

佐藤都市整備室長　それでは資料に沿って説明させていただきます。(資料「魚沼市景観計画の策定スケジュール(予定)」及び「魚沼市の景観に関する市民アンケート調査結果【概要】」により説明)

志田委員長　ただいまの説明に質疑等はありませんか。(なし) なければ、本件については以上といたします。このあとの日程は、主に議会内部の調整等になりますので、ここで執行部で報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければこれで執行部からは退席願うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。(なし) それでは、執行部で協議、報告事項はありますか。(なし) 議員の皆様から執行部に対し何かありませんか。(なし) なければこれで執行部からは退席いただきます。(執行部退席)しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (10:57)

再　　開 (11:10)

志田委員長　休憩前を解き、会議を再開します。

・議会報告会の意見・要望の取り扱いについて

志田委員長　次に、議会報告会の意見・要望の取り扱いについてを議題とします。配付の平成30年第1回議会報告会の意見・要望取り扱い区分に基づき、これより検討を加えてきていただいたことと思いますので、順次発言を求めます。当委員会の該当は12件であります。順を追って取り扱い区分を協議願います。ここでしばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（11：10）

休憩中に自由討議

再　　開（11：19）

志田委員長　休憩を解き、会議を再開します。

志田委員長　休憩中に自由討議の意見交換等で協議いただきましたが、取扱いの区分については、ナンバー36はA、37B、38A、39A、40C、41C、42A、43A、44A、45A、46C、47Aと決定させていただきます。ご異議ありませんか。（なし）そのように決定させていただきます。

・行政視察について

志田委員長　次に、今年度の行政視察についてであります。ここでしばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（11：20）

休憩中に自由討議

再　　開（11：24）

志田委員長　休憩を解き、会議を再開します。今年度の行政視察につきましては、ただいま休憩中に協議がなされましたが、協議結果に基づき、委員長・事務局で調整をさせていただきます。そのほか委員の皆様からご意見、協議事項等はありませんか。（なし）これで、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。本日の産業建設委員会は、これで閉会とします。

閉　　会（11：25）